

2019年6月19日

各位

一般社団法人 日本スペシャルティコーヒー協会
コンファレンス・展示会委員会 委員長 長谷川 勝彦

SCAJ2019『Coffee Village』出展者募集のお知らせ

日本スペシャルティコーヒー協会が主催する「SCAJ ワールド スペシャルティコーヒーカンファレンス アンド エキシビション 2019」(SCAJ2019)の会期中、会場内において、昨年も大変好評をいただいた『Coffee Village』コーナーを企画・設置します。従来の出展ブースに加え、「SCAJには出展してみたいけど、コストや時間的な制約、人手が足りない、など…」の理由で出展に踏み切れない、小規模コーヒー関連事業者の皆様向けに、ブランドPR、商談、情報収集などのビジネスチャンスを提供します。また、カフェ開業、自家焙煎で独立、起業を夢見る来場者にとっても、スペシャルティコーヒーとそれを取り巻く情報、知識、最先端の潮流を学び、新たなアイデアやイノベーションを生み出すきっかけとなれば幸いです。つきましては、下記および次頁以降の概要・実施要領をご覧ください。ぜひ出展をご検討ください。何卒よろしくお願い申し上げます。

SCAJ2019『Coffee Village』出展者募集概要

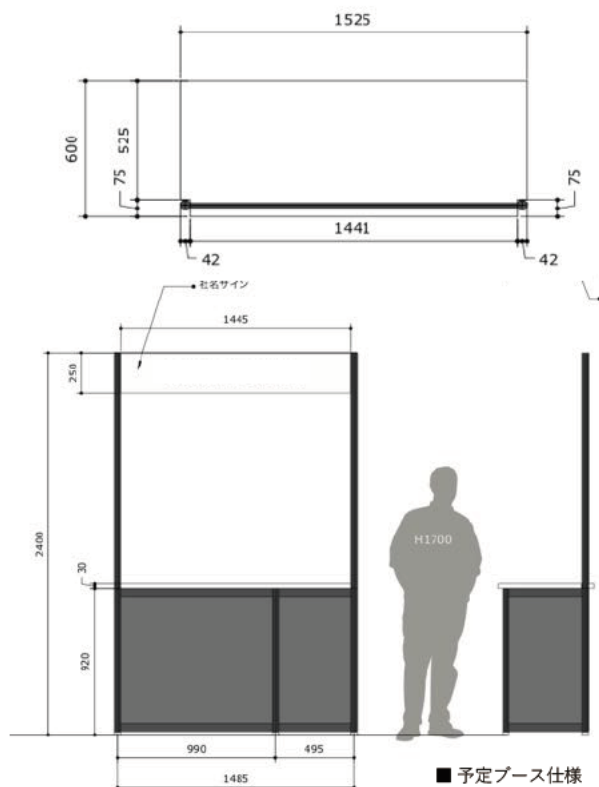
1. 期 間 2019年9月11日(水)～13日(金) 10:00-17:00(最終日は10:00-16:00)
2. 会 場 東京ビッグサイト 西展示棟3・4ホール
「SCAJ ワールド スペシャルティコーヒーカンファレンス アンド エキシビション 2019」(SCAJ2019)
展示会場内『Coffee Village』特設エリア (西4ホール 特設ステージB付近を予定)
3. 対象者 小規模ロースター・自家焙煎人(者)、小規模カフェ・豆小売、コーヒー関連グッズ販売、
コーヒーとのペアリングに適したフード・飲料類(カカオ、パン、スイーツ、抹茶ほか) など
4. 申込方法 出展申込書に必要事項を記入のうえ展示会事務局へお申し込みください。
但し、申込み状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5. 申込期限 2019年7月31日(水)
6. 出展料ほか 次頁以降をご覧ください。



【お問い合わせ先】
SCAJ展示会事務局 (株)イベントアンドコンベンションハウス
TEL : 03-3831-2698 E-mail : info@scajconference.jp

SCAJ2019『Coffee Village』実施要領

参加カテゴリ	① コーヒー・エスプレッソ・その他飲料 【試飲のみ・販売不可】*アルコール飲料を除く ② コーヒー豆【販売可】 ③ コーヒーとのペアリングに適したフード 【試食のみ・販売不可】 ④ コーヒー関連器具・用品・グッズ【販売可】
参加料	3日間通し出展 120,000円(税込) 1日のみ出展 50,000円(税込)
参加スペース	間口 約1.5m × 奥行き 0.6m (予定) *ブース仕様は下図参照。ブースサイズと仕様は変更となる場合がありますので予めご了承ください。
参加料に含まれるもの	ワークテーブル、社名板、提供用紙コップ 共同利用：浄水器付きシンク、グラインダー、エスプレッソマシン、冷蔵庫、その他 *共同利用の設備は混み合う場合がありますので予めご了承ください。
参加者が用意するもの	・コーヒー豆、その他提供に必要な原材料 ・提供スタッフ ・販促品(メニュー、POP、チラシなど)
参加申込の受付について	お申込み受領後、会社規模・提供内容などを考慮して主催者側から参加可否のご連絡を行います。ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。順次請求書を発行しますので指定の期日までに参加料をお支払いください。ブース位置は申込・提供内容を考慮のうえ、主催者側で決定します。
注意事項	Coffee Villageエリアには多くの来場が予想されます。試飲・試食を行う場合、余裕を持って提供量を見積り、それに見合った提供品、スタッフ人数をご用意ください。待機列が長くなった場合、展示会運営スタッフが誘導を行ったり、待機列を制限させていただく場合があります。主催者からブース運営に関する指示があった場合、必ずそれに従ってください。裸火の使用は禁止です。その他、詳しい注意事項は別項をご覧ください。



■ 昨年の実施風景

SCAJ2019『Coffee Village』出展申込書

以下にご記入のうえ、7月31日(水)までに、
下記事務局宛にメール info@scajconference.jp またはFAX 03-5807-3019 にてお申込ください。

SCAJ展示会事務局 宛

下記の通り、SCAJ2019「Coffee Village」への出展を申込みます。

申込日 2019 年 月 日

出 展 申 込 情 報	
出展者名(日)	
出展者名(英)	
参加希望日	☐ 3日間通し または左記のみ ☐ 9/11(水) ☐ 9/12(木) ☐ 9/13(金)
参加カテゴリ	該当するものすべてに✓してください。 ☐ ① コーヒー・エスプレッソ・その他飲料【試飲のみ・販売不可】*アルコール飲料を除く ☐ ② コーヒー豆【販売可】 ☐ ③ コーヒーとのペアリングに適したフード【試食のみ・販売不可】 ☐ ④ コーヒー関連器具・用品・グッズ【販売可】
提供内容・提供方法	
出展申込者情報	
申込会社/団体名	
SCAJ会員資格	☐ 会員 ☐ 非会員
氏名	
所属・役職	
住 所	〒
TEL	
E-mail	

* 出展者名は公式ガイドブック等に記載されますので、正確にご記入ください。
* 請求先が上記と異なる場合は下記事務局まで必ずご連絡ください。

【お問い合わせ先】
SCAJ展示会事務局 (株)イベントアンドコンベンションハウス内
〒110-0016 東京都台東区台東4-27-5 秀和御徒町ビル8F
TEL : 03-3831-2698 FAX : 03-5807-3019 E-mail : info@scajconference.jp

『Coffee Village』参加注意事項

安全管理について

■製品展示・実演について

事務局は会場の管理、保全、秩序の維持ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対し必要な対策をお願いし、実演の制限または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が発生した場合、事務局はその責任を負いかねます。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで通報をお願いします。

■管理・保険

事務局は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いかねません。したがって、盗難防止等の措置を独自で実施することをお勧めいたします。会場において、出展者の過失・無過失によって生じた、人身および物品に対する傷害・損害については、ただちに賠償しなければなりません。なお、事故を未然に防ぐためにも出展者は搬入開始から会期を経て搬出完了までの全期間について、自社小間で行われる作業や運営の立ち合いをお願いします。出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の安全管理を行ってください。

禁止事項

■来場者の通路への滞留禁止

- 小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容し見学できるような小間設計を行ってください。
- 小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為等、これに類する行為はできません。
- 小間周囲の通路および小間の裏側に展覧物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等は置くことができません。
- 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

■消防法により展示会場内において次の行為は禁止といたします。

- 喫煙
- 裸火の使用(火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む)
- 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
- 危険物(ガソリン、灯油、マシン油、重油等)の持ち込み
- 危険物品(火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等)の持ち込み

■その他

実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防処置を取り、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。

- 熱気
- ガス
- 臭気
- 振動

東京ビッグサイトの安全対策について

防災ガイドラインの「第8章 火気を使用する設備等について」より抜粋

安全対策

火気使用設備器具の設置及び取扱いとは東京都火災予防条例に基づくほか、以下のとおりとする。

- (1) 可燃物が落下又は接触するおそれのない位置に設置する。
- (2) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、有効な換気が行える位置に設置する。
- (3) 可燃性ガスが発生又は滞留するおそれのない位置に設置する。
- (4) 金属以外の特定不燃材料で造った床又は台上に設置する。
(金属で造った場合でも底面に通気を図る等、直接熱が伝わらない措置を講じた場合は除く)
- (5) 地震動その他の振動又は衝撃により、容易に転倒、亀裂又は破損しない構造とする。
- (6) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (7) 液体又は気体燃料を使用する設備の燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接とし、床面に固定する。
- (8) 液体又は気体燃料を使用する設備は、炎が立ち消えた場合に備え、点火安全装置又は立ち消え安全装置を設ける。
- (9) 液体又は気体燃料を使用する設備で、未燃ガスが滞留するおそれのあるものは、自動的に排出できる装置を設ける。
- (10) 液体又は気体燃料を使用する設備で、温度が過度に上昇するものは、過熱防止装置を設ける。
- (11) 液体又は気体燃料を使用する設備で、電気により燃焼制御又は燃料予熱を行うものは、停電安全装置を設ける。
- (12) 液体燃料を使用する設備は、対震安全装置を設ける。
- (13) 固体燃料を使用する設備は、ふたのある不燃性の取灰入れを不燃材料の床等に設ける。
- (14) 揚げ物調理をする厨房設備にあっては、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置を設ける。
- (15) 気体燃料を使用する設備は、ガス漏れ警報器を設ける。
- (16) 火気設備を設置した小間ごとに、消火器(能力単位2以上)を1本以上設ける。
- (17) 火気設備の操作をすることのできる係員を常時配置する。
- (18) 火気設備器具は特性・性能等が明確で、かつ安全性が確保されているものを使用する。
- (19) 火気設備の排気筒は屋外に出す。
- (20) 火花を飛散させる火気設備器具は、不燃材料等で飛散防止措置を講じる。
- (21) 液体燃料を使用する設備器具は、展示会の開場中に給油しない。